

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

条 例

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長

規 則

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例に基づく知事の権限を教育長等に委任する規則

条 例

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例をここに公布する。
平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県条例第六十二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害により被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対する手数料及び使用料の免除、納入期限の延長等について定めることを目的とする。

(手数料等の免除)

第二条 知事は、別表第一の上欄に掲げる者が被災者である場合であつて、必要があると認めるときは、同表の上欄に規定する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 福島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福島県条例第十三号)第二条第三項に規定する加入者が被災者である場合であつて、知事が必要があると認めるときは、同条例第八条第一項の規定にかかわらず、当該加入者が同項に規定する掛金の全

部又は一部の納付を要しないこととすることができる。

第三条 (納入期限及び徴収期限の延長)

知事は、別表第二の上欄に掲げる者が被災者である場合であつて、必要があると認めるときは、同表の上欄に規定する条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる納入期限又は徴収期限を延長することができる。

第四条 (既に徴収された使用料の返還)

福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)第一条の規定により徴収した行政財産に係る使用料であつて、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害のため当該行政財産の使用が困難になったことにより当該使用の許可が取り消された場合における当該取り消された期間に係るものは、同条例第五条の規定にかかわらず、返還するものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月十六日から施行し、同年三月十一日から適用する。
別表第一(第二条関係)

区 分	手数料及び使用料
一 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第十八条第一項に規定する納税証明書の交付を請求する者	納税証明書の交付手数料
二 福島県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年福島県条例第三十六号)第七条の登録証の書換えを受けようとする者	登録証書換え手数料
三 福島県浄化槽保守点検業者登録条例第八条第一項の登録証の再交付を受けようとする者	登録証再交付手数料
四 福島県消防法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十号)別表九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付を受けようとする者	危険物取扱者免状の再交付に係る手数料
五 福島県消防法関係手数料条例別表十五の項に規定する消防設備士免状の再交付を受けようとする者	消防設備士免状の再交付に係る手数料
六 福島県火薬類取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十一号)別表十二の項	火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再

<p>に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>交付に係る手数料</p>
<p>七 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）別表九の項に規定する製造保安責任者免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>製造保安責任者免状の再交付に係る手数料</p>
<p>八 福島県電気工事士免状交付等手数料条例（平成十二年福島県条例第二十四号）第一条の表三の項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>電気工事士免状再交付手数料</p>
<p>九 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）別表十七の項に規定する液化石油ガス設備士免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>液化石油ガス設備士免状の再交付に係る手数料</p>
<p>十 福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十六号）第一条の表四の項に規定する登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>登録証の再交付に係る手数料</p>
<p>十一 福島県介護保険法施行条例（平成十一年福島県条例第六十四号）第一条の表二の項に規定する介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>介護支援専門員証書換え交付手数料</p>
<p>十二 福島県介護保険法施行条例第一条の表三の項に規定する介護支援専門員証の再交付を受けようとする者</p>	<p>介護支援専門員証再交付手数料</p>
<p>十三 福島県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料条例（平成十二年福島県条例第六十四号）第一条に規定する指定証の再交付を受けようとする者</p>	<p>受胎調節実地指導員指定証再交付手数料</p>

<p>十四 福島県受胎調節実地指導員指定証交付等手数料条例第一条に規定する標識の再交付を受けようとする者</p>	<p>受胎調節実地指導員標識再交付手数料</p>
<p>十五 福島県児童福祉法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第五十二号）第一条の表四の項に規定する保育士登録証の再交付の申請者</p>	<p>保育士登録証再交付手数料</p>
<p>十六 福島県栄養士法施行条例（平成十二年福島県条例第六十二号）第一条第一項に規定する栄養士免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>栄養士免許証再交付手数料</p>
<p>十七 福島県保健師助産師看護師法施行条例（平成十二年福島県条例第四十四号）第一条第一項の表八の項に規定する准看護師免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>准看護師免許証再交付手数料</p>
<p>十八 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する保健婦免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>保健婦免状再交付手数料</p>
<p>十九 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十三の項に規定する看護婦免状又は看護人の看護人免状の再交付を受けようとする者</p>	<p>看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料</p>
<p>二十 福島県保健師助産師看護師法施行条例第一条第一項の表十四の項に規定する准看護師試験の合格証明書の交付を受けようとする者</p>	<p>准看護師試験合格証明書交付手数料</p>
<p>二十一 犬による危害の防止に関する条例（昭和三十三年福島県条例第十七号）第六条の二に規定する抑留された放置犬の返還を求める当該犬の所有者</p>	<p>飼養管理費</p>
<p>二十二 犬による危害の防止に関する条例第六条の二に規定する抑留された放置犬の返還を</p>	<p>返還費</p>

	求める当該犬の所有者	
二十三 福島県魚介類行商取締条例（昭和四十二年福島県条例第三十五号）第六条に規定する登録票の再交付の申請をする者	登録票再交付手数料	
二十四 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例（昭和五十五年福島県条例第十八号）第三条第一項の表五の項に規定する犬又はねこの引取を求める者	飼い犬又は飼いねこの引取り手数料	
二十五 福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）第六条第一項に規定する理容所の検査を受けようとする者	理容所検査手数料	
二十六 福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例七十二号）第六条第一項に規定する美容所の検査を受けようとする者	美容所検査手数料	
二十七 福島県クリーニング業法施行条例（平成十二年福島県条例第七十三号）第三条第一項の表五の項に規定するクリーニング師免許証の再交付を受けようとする者	クリーニング師免許証再交付手数料	
二十八 福島県調理師法施行条例（平成十二年福島県条例第八十二号）第一条第一項の表四の項に規定する調理師免許証の再交付を受けようとする者	調理師免許証再交付手数料	
二十九 福島県製菓衛生師法施行条例（平成十二年福島県条例第八十三号）第一条第一項の表四の項に規定する製菓衛生師免許証の再交付を受けようとする者	製菓衛生師免許証再交付手数料	
三十 福島県毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十五号）第一条第一項の表一の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請者	毒物劇物製造業（輸入業）登録申請手数料	
三十一 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表二の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録の申請者	毒物劇物販売業登録申請手数料	
三十二 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付を受けようとする者	毒物劇物製造業（輸入業）登録票書換え交付手数料	
三十三 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付を受けようとする者	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	
三十四 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付を受けようとする者	毒物劇物製造業（輸入業）登録票再交付手数料	
三十五 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表十の項に規定する毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付を受けようとする者	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	
三十六 福島県毒物及び劇物取締法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する毒物劇物取扱者試験の合格証の再交付を受けようとする者	毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料	
三十七 福島県薬事法施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）第一条第一項の表一の項に規定する薬局開設許可の申請者	薬局開設許可申請手数料	
三十八 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する医薬品販売業許可の申請者	医薬品販売業許可申請手数料	
三十九 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表五の項に規定する高度管理医療機器又は特	高度管理医療機器等販売業貸業許可申請手数料	

<p>定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の申請者</p>	
<p>四十 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業賃貸業許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業賃貸業許可証の再交付手数料</p>
<p>四十一 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する届出済証の交付を受けようとする者</p>	<p>管理医療機器販売業賃貸業届出済証交付手数料</p>
<p>四十二 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表十一の項に規定する配置従事者身分証明書の手書換え交付を受けようとする者</p>	<p>配置従事者身分証明書手書換え交付手数料</p>
<p>四十三 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表十二の項に規定する配置従事者身分証明書再交付を受けようとする者</p>	<p>配置従事者身分証明書再交付手数料</p>
<p>四十四 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表十五の項に規定する販売従事登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>販売従事登録証再交付手数料</p>
<p>四十五 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表十六の項金額の欄ウに規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係る医薬品の製造販売業の許可の申請者</p>	<p>医薬品製造販売業許可申請手数料</p>
<p>四十六 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表二十四の項に規定する医薬品の製造業の許可の申請者</p>	<p>医薬品製造業許可申請手数料</p>
<p>四十七 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表二十五の項に規定する医薬部外品の製造業の許可の申請者</p>	<p>医薬部外品製造業許可申請手数料</p>
<p>四十八 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表二十六の項に規定する化粧品製造業の許可の申請者</p>	<p>化粧品製造業許可申請手数料</p>
<p>可の申請者</p>	<p>医療機器製造業許可申請手数料</p>
<p>四十九 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表二十七の項に規定する医療機器の製造業の許可の申請者</p>	<p>医療機器製造販売承認申請手数料</p>
<p>五十 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表三十六の項金額の欄エに規定する薬局製造販売医薬品に係る医薬品の製造販売の承認の申請者</p>	<p>医療機器修理業許可申請手数料</p>
<p>五十一 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表四十六の項に規定する医療機器の修理業の許可の申請者</p>	<p>医薬品等製造販売業許可証手書換え交付手数料</p>
<p>五十二 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表五十六の項に規定する医薬品等の製造販売業の許可証の手書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等製造販売業許可証再交付手数料</p>
<p>五十三 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表五十七の項に規定する医薬品等の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等製造業又は医療機器の修理業許可証再交付手数料</p>
<p>五十四 福島県薬事法施行条例第一条第一項の表五十九の項に規定する医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>大麻取扱者名簿の登録事項の変更申請手数料</p>
<p>五十五 福島県大麻取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十七号）第一条第一項の表二の項に規定する大麻取扱者名簿の登録事項の変更の申請者</p>	<p>大麻取扱者免許証の再交付申請手数料</p>
<p>五十六 福島県大麻取締法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する大麻取扱者の免許証の再交付の申請者</p>	<p>覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定申請手数料</p>
<p>五十七 福島県覚せい剤取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十八号）第一条第一項</p>	

<p>の表二の項に規定する覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請者</p>	
<p>五十八 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表四の項に規定する覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請者</p>	<p>覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定証の再交付申請手数料</p>
<p>五十九 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表六の項に規定する覚せい剤原料取扱者の指定の申請者</p>	<p>覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料</p>
<p>六十 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する覚せい剤原料研究者の指定の申請者</p>	<p>覚せい剤原料研究者の指定申請手数料</p>
<p>六十一 福島県覚せい剤取締法施行条例第一条第一項の表九の項に規定する覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付の申請者</p>	<p>覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付申請手数料</p>
<p>六十二 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年福島県条例第五十九号）第一条第一項の表一の項に規定する麻薬卸売業者の免許の申請者</p>	<p>麻薬卸売業者の免許申請手数料</p>
<p>六十三 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表二の項に規定する麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許の申請者</p>	<p>麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許申請手数料</p>
<p>六十四 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表三の項に規定する麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請者</p>	<p>麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付申請手数料</p>
<p>六十五 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表七の項に規定する向精神</p>	<p>向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料</p>
<p>薬試験研究施設設置者の登録の申請者</p>	
<p>六十六 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第一条第一項の表八の項に規定する向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請者</p>	<p>向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付申請手数料</p>
<p>六十七 福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第六十号）第一条第一項に規定する衛生検査所の登録の申請者</p>	<p>衛生検査所登録申請手数料</p>
<p>六十八 福島県計量法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十五号）第一条の表一の項に規定する検定に係る特定計量器の使用者</p>	<p>検定の申請に係る手数料</p>
<p>六十九 福島県計量法関係手数料条例第一条の表二の項に規定する装置検査に係る特定計量器の使用者</p>	<p>装置検査の申請に係る手数料</p>
<p>七十 福島県計量法関係手数料条例第一条の表六の項に規定する基準器検査に係る基準器の使用者</p>	<p>基準器検査の申請に係る手数料</p>
<p>七十一 福島県計量法関係手数料条例第一条の表八の項に規定する計量証明の事業の登録証の再交付の申請者</p>	<p>計量証明の事業の登録証の再交付に係る手数料</p>
<p>七十二 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）第一条の表二の項に規定する職業訓練指導員の免許証の再交付を受けようとする者</p>	<p>職業訓練指導員免許証再交付手数料</p>
<p>七十三 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例第一条の表五の項に規定する技能検定の合格証書の再交付を受けようとする者</p>	<p>技能検定合格証書再交付手数料</p>
<p>七十四 福島県漁業権免許申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第二百十号）第一条</p>	<p>五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料</p>

<p>の表七の項に規定する五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請者</p>	<p>料</p>
<p>七十五 福島県漁業権免許申請等手数料条例第一条の表八の項に規定する五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請者</p>	<p>五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料</p>
<p>七十六 福島県漁船登録申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第二百二十二号）第一条第一項の表一の項に規定する漁船の登録の申請者</p>	<p>漁船登録申請手数料</p>
<p>七十七 福島県漁船登録申請等手数料条例第一条第一項の表三の項に規定する漁船及び登録票の検認を受けようとする者</p>	<p>漁船検認手数料</p>
<p>七十八 福島県漁船登録申請等手数料条例第一条第一項の表四の項に規定する漁船の変更の登録の申請者</p>	<p>漁船登録変更申請手数料</p>
<p>七十九 福島県漁船登録申請等手数料条例第一条第一項の表五の項に規定する漁船の登録膳本の交付を受けようとする者</p>	<p>漁船登録膳本交付手数料</p>
<p>八十 福島県小型漁船総トン数測度手数料条例（平成十二年福島県条例第二百二十三号）第一条第一項に規定する小型漁船の総トン数の測度を受けようとする者</p>	<p>小型漁船総トン数測度手数料</p>
<p>八十一 福島県遊漁船業者登録申請等手数料条例（平成十五年福島県条例第四十号）第一条に規定する遊漁船業者の登録の申請者</p>	<p>遊漁船業者登録申請手数料</p>
<p>八十二 福島県遊漁船業者登録申請等手数料条例第一条に規定する遊漁船業者の登録の更新の申請者</p>	<p>遊漁船業者登録更新申請手数料</p>
<p>八十三 福島県営住宅等条例（昭和三十五年</p>	<p>県営住宅の家賃</p>
<p>福島県条例第十九号）第十四条第一項に規定する県営住宅の入居者</p>	<p>登録証の再交付に係る手数料</p>
<p>八十四 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十二号）第一条の表十七の項に規定する登録証の再交付の申請者</p>	<p>登録証の再交付に係る手数料</p>
<p>八十五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）第二十一条第一項の表二の項に規定する承認の申請者</p>	<p>承認に係る手数料</p>
<p>八十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表一の項に規定する許可証の再交付の申請者</p>	<p>許可証の再交付に係る手数料</p>
<p>八十七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第二十二条の表八の項に規定する認定証の再交付の申請者</p>	<p>認定証の再交付に係る手数料</p>
<p>八十八 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例（平成三年福島県条例第四十号）第一条に規定する警察署長の証明を申請する者</p>	<p>自動車保管場所の証明の申請に係る手数料</p>
<p>八十九 福島県自動車保管場所証明申請等手数料条例第一条に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受ける者</p>	<p>自動車保管場所標章の交付等に係る手数料</p>
<p>九十 福島県古物営業許可申請等手数料条例（平成七年福島県条例第六十八号）第一条に規定する古物営業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>古物営業の許可証の再交付に係る手数料</p>
<p>九十一 福島県古物営業許可申請等手数料条例第一条に規定する古物営業の許可証の書換えを受けようとする者</p>	<p>古物営業の許可証の書換えに係る手数料</p>
<p>九十二 福島県質屋営業許可申請等手数料条例</p>	<p>質屋許可証書換え申請手数料</p>

百二 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料	許可証の書換えに係る手数料	(平成十二年福島県条例第百五十八号) 第一条に規定する許可証の書換えの申請者
九十三 福島県質屋営業許可申請等手数料条例第一条に規定する許可証の再交付の申請者	質屋許可証再交付申請手数料	
九十四 福島県警備業法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百五十九号)第一条の表二の項に規定する認定証の再交付の申請者	認定証の再交付に係る手数料	
九十五 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表四の項に規定する認定証の書換えの申請者	認定証の書換えに係る手数料	
九十六 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表七の項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請者	警備員指導教育責任者資格者証の書換えに係る手数料	
九十七 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表八の項に規定する警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請者	警備員指導教育責任者資格者証の再交付に係る手数料	
九十八 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表十二の項に規定する機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請者	機械警備業務管理者資格者証の書換えに係る手数料	
九十九 福島県警備業法関係手数料条例第一条の表十三の項に規定する機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請者	機械警備業務管理者資格者証の再交付に係る手数料	
百 福島県警備業法関係手数料条例第二条第二項の表二の項に規定する合格証明書の書換えの申請者	合格証明書の書換えに係る手数料	
百一 福島県警備業法関係手数料条例第二条第二項の表三の項に規定する合格証明書の再交付の申請者	合格証明書の再交付に係る手数料	

百三 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第一条の表四の項に規定する許可証の再交付の申請者	許可証の再交付に係る手数料	料条例第一条の表三の項に規定する許可証の書換えの申請者
百四 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第一条の表十三の項に規定する年少射撃資格認定証の書換えの申請者	年少射撃資格認定証の書換えに係る手数料	
百五 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例第一条の表十四の項に規定する年少射撃資格認定証の再交付の申請者	年少射撃資格認定証の再交付に係る手数料	
百六 福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百六十三号)第五条に規定する免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	
百七 福島県道路交通法関係手数料条例第十六条の七第一項に規定する駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	
百八 福島県道路交通法関係手数料条例第十六条の八第一項に規定する駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証再交付手数料	
百九 福島県道路交通法関係手数料条例第十七条第一項に規定する道路の使用の許可の申請者	道路使用許可申請手数料	
百十 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例(平成十四年福島県条例第六十四号)第一条に規定する認定証の再交付の申請者	認定証再交付申請手数料	
百十一 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例第一条に規定する認定証の書換えの申請者	認定証書換え申請手数料	

別表第二（第三条関係）

<p>百十二 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十九年福島県条例第四十八号）第一条の表二の項に規定する届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出があったことを証する書面の交付に係る手数料</p>
<p>百十三 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例第一条の表三の項に規定する届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者</p>	<p>届出があったことを証する書面の再交付に係る手数料</p>
<p>百十四 一の項から百十三の項までに掲げる者のほか、これらの項に掲げる者に類する者で、規則で定めるもの</p>	<p>上欄に掲げる者に係る手数料又は使用料で、規則で定めるもの</p>

規 則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例に基づく知事の権限を教育長等に委任する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十五号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料

（総務課）

等の免除、納入期限の延長等に関する条例に基づく知事の権限を教育長等に委任する規則

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例（平成二十三年福島県条例第六十二号）第二条第一項に規定する知事の権限のうち、同条例別表第一の八十四の項に規定する手数料に係る知事の権限にあっては教育長に、同表の八十五の項から百十三の項までに規定する手数料に係る知事の権限にあっては当該手数料を徴収する事務の委任を受けた者に委任する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月十六日から施行する。

（総務課）